

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、社会的責任及び法令順守に対するより一層の意識向上を図るため、社内への意識徹底及び組織体制の強化に取り組んでおります。また、業績向上を目指し、企業価値を拡大することにより、株主に対して利益を還元していくことを基本とし、これを実現するため経営の効率化、迅速化、また透明性の向上に努めております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制として、取締役会と監査役会を設置しております。取締役会は、社外取締役による公正中立な意見を踏まえて、経営判断の妥当性及び公正性等について適宜検討し、業務上の重要な意思決定を行う機関と位置付けております。また監査役会は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査を行う機関と位置付けております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの基盤は、経営陣から従業員にいたるまで共有できる価値観の創造にあると考えており、創業以来、株主、取引先、地域社会、従業員等の社内ステークホルダー(利害関係者)に向けて、明確な経営方針を公表することで、経営陣から一般社員にいたるまで、目標達成に向けて粘り強く前進する強い意思と高い意欲を持つ当社特有の企業文化を育んでまいりました。さらに、経営方針に対する進捗状況や実績をできるだけ早くまた公明正大に開示することで、経営の責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2】

当社は招集通知の早期発送に努めております。また、当該招集通知は発送日に東京証券取引所の「東証上場会社情報サービス」に掲載しております。なお、来年度からは招集通知発送前に当社ホームページへも掲載いたします。

【補充原則1-2-4】

当社は現状、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等は行っておりませんが、今後の株主構成等を勘案し、必要に応じて検討を行って参りたいと思います。

【補充原則1-2-5】

当社においては、株主総会における議決権は、基準日現在で株主名簿に記載されている株主が有するものとし、株主総会への出席は持参された議決権行使書または本人確認書類と株主名簿の照合にて行っており、信託銀行等の名義にて株式を保有される株主の株主総会への出席は認めておりません。今後、実質株主の議決権行使要望の状況や信託銀行等の動向を注視しつつ、必要があると判断すれば信託銀行等と協議・検討してまいります。

【原則1-3】

当社は事業効率率向上と株主価値の最大化を図るため、連結ROE(自己資本純利益率)を10%以上確保することを経営指標上の目標として、最適な資本効率を目指しております。また、株主還元については重要な課題であると認識しており、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

【原則1-4】

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、必要と判断する企業の株式を保有することがありますが、個々の株式の保有方針・目的の相違など、総合的な判断が必要であるため、保有に関する統一的な基準は設けておりません。なお、リターン・リスク等を踏まえた保有の合理性や見直しについては、取締役会での詳細な検証や具体的説明は現時点では実施しておりませんが、今後の検討課題といたします。

また、議決権行使については、特段の基準は策定しておりません。

【原則3-1】

(1)当社の社名には、豊かさを司る神である「大黒天」の名を用いておりますが、これは当社が社会全体の「豊かさの追求」に向けて事業展開を行なう使命を負っていることを象徴しております。

その使命のもと、「自分を変え 会社を変え 社会を変える」を会社理念として掲げ、全社員が素晴らしい自分をつくり、素晴らしい会社をつくり、素晴らしい社会をつくるとの自覚と情熱をもち、当社の成長発展を通じて全てのステークホルダーが豊かになることを実現すべく、日々の事業活動を行なっております。

(2)本報告書1.1.の「基本的な考え方」をご参照ください。

(3)各取締役の報酬は、前年度の各担当役員の業績、担当部門の業績や会社への貢献度を総合的に勘案し決定しております。

(4)社内取締役については、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するべく、経営理念に対する理解、経営に関する豊富な経験、実践的な見識、責任感、リーダーシップ、適確・迅速な判断能力等を総合的に勘案して候補を決定しております。

社外取締役については、企業経営者としての豊富な経験と高い見識、独立的な立場から取締役会意思決定の適正性を担保するための建設的な助言・提言ができる資質を候補選定の基準としております。

監査役候補の選任に当たっては、財務・会計、企業経営等の分野において、取締役の職務執行に対する適確な監査を遂行できる知識・能力・経験を有していることを勘案しております。

以上の検討に基づき、取締役については取締役会において、また監査役については監査役会の同意を経た上で、取締役会において候補の指名決議を行なっております。

(5)株主総会招集通知において、社外取締役及び社外監査役につき個別の選任理由を記載しておりますが、今後、それ以外の候補者についても個別の選任理由を記載する方針であります。

【補充原則3-1-2】

当社は、現在は英文版招集通知等の開示は行っておりませんが、海外の投資家への情報提供も重要であると認識しておりますので、今後の株主構成等を勘案し、適宜対応を進めて参りたいと思います。

【補充原則4-1-2】

現在、事業年度ごとの業績見通しの公表は行っておりますが、中期経営計画に関する開示は行っておりません。中期経営計画につきましては、今後、開示について検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

経営陣の報酬については、会社の業績や経済情勢等を勘案して決定しております。業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組み、および現金報酬と自社株報酬との適切な割合につきましては、今後、必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8】

当社の独立社外取締役は1名ですが、当該独立社外取締役は、経営者としての豊富な経験と深い見識を活かし、独立した客観的な立場から当社の経営に資する非常に有用な提言等を行っております。今後の増員につきましては、当社事業の展開状況に応じてその都度検討する方針であります。

【補充原則4-8-1】

現状当社では独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、独立社外者のみを構成員とする会合は、将来、独立社外取締役が複数となった段階で検討いたします。なお、監査役会から各種資料を独立社外取締役に随時提供する体制としており、認識の共有は図られていると考えております。

【補充原則4-8-2】

当社では、独立社外取締役は1名であり、筆頭独立社外取締役はおりません。筆頭独立社外取締役については、将来独立社外取締役が複数となった時点で検討いたします。

【原則4-9】

当社は独立性に関する独自の基準は定めておりませんが、独立社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める基準に則り、併せて候補者の社会的地位・経歴および当社グループとの利害関係の有無等を考慮した上で、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任しております。

【補充原則4-10-1】

当社は現状取締役総数5名に対して、独立社外取締役は1名であり、過半数には達しておりませんが、独立社外取締役は、取締役会において重要事項の決定に参画しており、適切に関与・助言を行っております。経営陣幹部や取締役の指名・報酬等の特に重要な事項に関しては、今後、より実効的な関与の仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性評価については、社外取締役による取締役会内での議論、評価を通して実施しています。評価結果の開示は行いませんが、必要に応じて取締役会運営の改善を行っています。

【補充原則5-1-2】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための方針は策定しておりませんが、IR担当部署である経営企画室と担当役員との情報連携を常時図り、機関投資家からのインタビューおよび面談依頼等は常時受け付けております。また、面談等で提言された内容については、担当役員より取締役会に迅速に還元する体制となっております。インサイダー情報管理についても、情報管理に関する規程を設け、必要以外の役員に情報が拡散しないよう対応しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7】

当社は、競業取引及び利益相反取引については、取締役会規程で取締役会付議事項としており、取締役会は経営の健全性の維持、取引条件の妥当性等を勘案して承認する体制としております。また、監査役会では監査役監査基準に則って当該事業を監視・検証することとしております。

【補充原則4-1-1】

取締役会で審議・決定する事項は取締役会規程及び取締役会付議基準に定め、重要事項を議論・決議しております。取締役会決議事項の範囲外の事項については、業務執行取締役及び執行役員をはじめ、業務執行に関わる経営陣に委任しており、その範囲と権限は職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等で明確に定め、取締役会がその執行状況の監督を行う体制となっております。

【補充原則4-11-1】

当社グループの持続的成長や企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するとの見地から、経験・知識・専門性等を総合的に評価して候補者を選定しております。取締役の員数については、現状適切であると判断しておりますが、今後、事業遂行における意思決定の適正化・迅速化の観点から必要と判断した際には、適切な規模を見直す方針であります。

【補充原則4-11-2】

当社役員の兼務の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示を行っております。また、その他の兼務につきましても合理的な範囲であると考えております。なお、役員の兼務につきましては、取締役会での承認を経た上で決定しております。

【補充原則4-14-2】

当社では、取締役について、新任取締役の就任時には、工場見学、沿革等、当社の置かれる事業環境を学ぶ機会を設けております。また、業務の執行に必要な資質を研鑽できるよう、継続的に当該知識をブラッシュアップできるよう、外部機関等を活用しております。費用については、当社が負担しております。

【原則5-1】

当社は、経営企画室をIR担当部署として定めております。また、機関投資家等とのスモールミーティング等を必要に応じて開催するとともに、個別の要請に応じて適宜面談または電話ミーティングを行っております。なお、株主との面談または電話ミーティングにおきましては、インサイダー情報の管理に留意するとともに、企業価値の向上が図れるような意見については取り組みに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大賀昭司	5,948,000	41.23
大賀公子	720,000	4.99
大賀昌彦	720,000	4.99
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズストックファンド	629,500	4.36
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	597,900	4.14
大賀愛子	480,000	3.32
大賀大輔	480,000	3.32
大賀友貴	480,000	3.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	408,300	2.83
大黒天物産株式会社	389,415	2.69

支配株主(親会社を除く)の有無 大賀昭司

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 5月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である大賀昭司の持株比率は41.23パーセントですが、2親等以内の親族の保有株式を合わせますと議決権の過半数を有しており、支配株主に該当いたします。

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず取引内容及び条件の妥当性について取締役会にて十分審議した上で決定することとし、少数株主に不利益を与えることのないよう対応いたします。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 7名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大上 忠義	他の会社の出身者	△												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大上 忠義	○	同氏は過去11年以上前(平成16年6月まで)において、当社の業務執行者でありました。	同氏は企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に係る助言を受けることにより当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実が図れるものと判断し、社外取締役を選任いたしました。また、同氏は当社を退職して10年以上経過しており、その間に当社との取引関係はありません。したがって同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人による会計監査にかかる監査の方法及び結果について、監査役は報告を受け、相互に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺尾耕治	他の会社の出身者													
今岡正一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺尾耕治	○	—	公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、これらの専門的な知識・経験等からの視点に基づき、当社の経営の監督とチェック機能及び独立した立場からの公正かつ客観的な監査の役割を遂行することができるものと判断し選任いたしました。
今岡正一	○	—	公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、これらの専門的な知識・経験等からの視点に基づき、当社の経営の監督とチェック機能及び独立した立場からの公正かつ客観的な監査の役割を遂行することができるものと判断し選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

社外監査役は取締役会に出席し、助言・指導を行っております。また、日々の業務執行状況につきましては、監査役会、電話及びメール等により常勤監査役から報告を受けており、監査役としての責務を遂行しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社及び当社グループの中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した経営を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成25年9月において、業績の向上を目的とし取締役1名(15,000株)ストックオプションを付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役 5名 77百万円(内社外取締役1名0百万円)
監査役の年間報酬総額 3名 11,百万円(内社外監査役2名3百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役が、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することにしております。

監査役の報酬は、その総額を株主総会において定め、各人への配分は、監査役の協議で決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は取締役会を開催する際には、経営企画室より事前に社外取締役及び社外監査役へ取締役会資料を送付しております。また、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席できなかった場合には、取締役会での決議事項または報告事項等について説明しております。そのほか、必要に応じて重要書類の閲覧や情報の入手ができる状況となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、監査役会及び経営会議により、業務の執行の監督及び監査を行っております。

当社の取締役会は、取締役6名で構成し、毎月1回の定例開催と機動的な臨時開催を行うことで法令に定められた事項及び経営に関する重要付議事項を迅速に審議、決定するとともに、十分な協議により適正、的確な意思決定を行い、業務執行の状況についての監督を行っております。また、当社では内部監査室を設置し、社内における業務の妥当性と効率性の観点から内部監査を実施し、その結果を報告させるとともに業務改善を図っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。各監査役は監査方針及び監査計画に基づき、取締役会及び重要な会議に出席し、取締役等から重要事項の報告を受けるとともに、業務執行状況を監視し、会計監査人との連携を通じて、その実効性を高める事に努めております。

その他に取締役会への報告事項及び審議事項について各事業部門により十分な審議、議論を実施するための合議体として「経営会議」を設置し、毎月1回開催し、経営上の重要事項及び業績の進捗状況等について討議し、迅速な経営判断ができるように運営しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、財務・会計に関する専門的知識を有した社外監査役2名を含む監査役3名体制をとっております。監査役は、取締役会に出席し客観的な意見を述べるほか、月1回の監査役会で互いの意見交換を通じて効果的な監査を実施するなど、経営監視体制は有効に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様にご出席いただけるよう、利便性の良い場所を選定しております。また、ご出席いただいた株主様により当社を理解していただけるよう、株主総会終了後に事業説明会や懇親会等を開催しております。
その他	株主の皆様当社をより一層理解いただくため、株主総会終了後に当社事業説明会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算短信及び中間決算短信の開示と同日に、業績内容及び事業計画等についての説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書、その他適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として経営企画室が担当しており、経営企画室長がIR担当役員となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、チャリティー活動の一環として毎年8月にチャリティ朝市を開催し、売上金を全額募金しております。
その他	期末事業報告書及び中間事業報告書を作成しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は、企業経営において、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制システムを整備することにより、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげております。

(整備の状況)

a 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を役員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、同部を中心に役員教育等を行っております。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告され、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営しております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できる体制であります。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行っております。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に取締役会に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容としており、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しております。

また、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用し、取締役会は、委任業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けております。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に従い、子会社の業績、財務状況及び業務執行状況その他の重要な事項について、当社の取締役会に定期的に継続的に報告する体制であります。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の取締役等は、その業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守しております。経営企画室は子会社の管理部門として子会社に対する指導・管理を行い、情報の共有化を図ることによりグループ各社における業務遂行の適正性を確保しております。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社は、当社取締役会が定める全社的な経営戦略及び目標を共有し、その目的達成のため業務の高度化・効率化に向けた改善を継続的に実施しております。

4. 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部はこれを横断的に推進し、管理しております。

内部監査室は子会社を内部監査の対象とし、グループ各社の取締役及び従業員に係る職務執行が法令及び定款に適合する体制であります。

また、当社が設置・運営するコンプライアンス・ホットラインは、グループ各社の役員及び従業員等が利用できる体制であります。

f 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、その従業員の取締役からの独立性に関する事項、及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

2. 監査役の職務を補助する従業員の当該期間における人事異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、尊重するものとしております。

g 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定しております。

2. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社の取締役及び従業員に周知徹底しております。

h 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用が明らかに監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、これに応じるものとしております。

i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行っております。また、会計監査人、内部監査室等との緊密な連携を保つことにより、実効的な監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力、団体との取引関係や資金提供等を一切行わない。

(2) 反社会的勢力による不当要求発生時は、総務部を対応窓口とし、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、関係部署と協議の上、対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

